

深谷市工場等立地促進制度について



基本制度（1億円超）

◇特例措置

投資固定資産に対する、固定資産税の税率を 5年間 1/2 とする。

◇指定要件

工場等の投資固定資産の総額が1億円以上（消費税等を含む。）であること。

工場等の設置により、市内に居住する者の新たな雇用創出が図れること。

◇指定対象企業

製造業に属する企業

運輸業のうち、道路貨物運送業及び倉庫業に属する企業



奨励制度（10億円超）

従来の制度に加え、「工場等の投資固定資産の総額が10億円以上（消費税含む。）」の場合。

① 工場等立地奨励金

投資固定資産に対する、固定資産税相当額を3年間奨励金として交付する。

② 雇用奨励金

工場等の設置により、市内に居住する者の新たな雇用創出が5人以上となる場合、一人当たり300,000円/年の雇用奨励金を3年間交付する。ただし、交付総額1億円を限度額とする。

③ 緑化奨励金

工場等の設置時に、規則で定める緑地面積（市開発指導要綱で定める基準以上の緑地面積を想定）に1㎡当たりの緑化に要する費用（当該費用が10,000円/㎡を超える場合は10,000円/㎡）を乗じて得た額の1/2の額を緑化奨励金として1回に限り交付する。ただし、5,000万円を限度とする。

プロジェクトF は、深谷市の産業振興策の愛称です。

※F=Flourish Fukaya with Factories=「工場等（産業）で深谷を発展させる」の略

【お問合せ】

深谷市役所商工振興課 住所：深谷市仲町20-1 深谷市産業会館3階
電話：048-571-1211（代表）
048-574-6650（直通）